

## III 目指すべき方向と基本的な3つの視点

### 1 目指すべき方向～女性自身の貢献がみのる年金制度～

男女が家族的責任を果たしつつ様々な形で就労したことができるだけ年金制度上評価され、それに応じて自らの年金が報酬比例部分も含めて充実していく方向を展望

女性と年金をめぐる問題の検討に当たっては、第Ⅱ章でみてきた社会経済状況の変化を踏まえて、主たる生計維持者の保険料納付を通じて夫婦二人の老後生活を保障する従来の形から、夫婦であっても単身であっても、男女が家族的責任を果たしつつ様々な形で就労したことができるだけ年金制度上評価され、それに応じて老後の自立生活を支える自らの年金が報酬比例部分も含めて充実していく方向を、年金制度において展望すべきである。

こうした方向は、男女が社会の対等な構成員として社会的、家族的責任を分かち合い、様々な形で個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっている今日において、その基本理念にも沿うものと考えられる。

#### 女性自身の貢献がみのる年金制度

こうした方向を、女性と年金という問題意識に立って簡潔に分かりやすい形で表現すると、まず女性に着目すると、「女性自身の貢献がみのる年金制度」と言うことができるだろう。さらに、夫婦世帯を例にとってこれを表現すると、「夫一人で築く年金から、夫婦のそれぞれで築く年金へ」と言うこともできるだろう。

### 2 基本的な3つの視点

こうした「女性自身の貢献がみのる年金制度」という大きな方向を目指しつつ、これまで述べてきた女性と年金制度との間に存在する問題については、以下の基本的な3つの視点に立って改善を図っていくことが適切である。

#### 第1 個人の多様な選択に中立的な制度の構築

個人のライフスタイル、就業形態、家族形態の多様化が急速に進んでおり、女性の就業が拡大してきている。こうした中、国民皆年金制度の下で、個人、とりわけ女性の多様なライフスタイルの選択に中立的な年金制度を構築することにより、働く意欲を持つ者が多様な形で働き、国民の一層の能力発揮につなげることが重要な課題となっている。この課題の実現は、ひいては安定的で信頼される年

### III 目指すべき方向と基本的な3つの視点

金制度の確立にも寄与することとなる。

このような「個人の多様な選択に中立的な制度の構築」という観点は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成13年6月26日閣議決定)」、「社会保障改革大綱(平成13年3月政府・与党社会保障改革協議会)」等においても、指摘されているところである。(資料III-1:政府、与党等における各種提言)

#### 第2 年金の「支え手」を増やしていく方向

「21世紀に向けての社会保障(平成12年10月、社会保障構造のあり方について考える有識者会議)」等において、今後、少子高齢化が急速に進行することが見込まれる中で、社会保障の負担の支え手を増やすことは、給付と負担のバランスをとっていくことに寄与すると指摘されている。(資料III-1:政府、与党等における各種提言)

今後の年金制度のあり方として、急速な少子高齢化の中で安定的な運営を行っていくことができるよう、女性の就労の拡大や将来の年金制度を支える次世代の育成の支援につながるような年金制度であることが求められている。

#### 第3 女性に対する年金保障の充実

前述のように、女性の年金額が男性に比べて相対的に低い水準にとどまっていることには様々な要素が影響しているが、このうち年金制度の影響が考えられる点について、適切に対応することが必要である。また、自ら就労し保険料を納付したことが老後の年金に反映することを通じて、男性と比べて単身での老後生活期間を送る可能性の高い女性に対する年金保障の充実を図ることが求められている。

なお、女性の年金が相対的に低い水準となっていることの背景にある、女性の雇用機会や賃金等、雇用にかかわる諸課題については、労働政策上の解決が図られるべきである。

## 資料 III-1 政府、与党等における各種提言

## ○21世紀に向けての社会保障(平成12年10月 社会保障構造の在り方について考える有識者会議)

## II 持続可能な社会保障

## 1. 支え手を増やす

(支え手を増やす)

- ・ 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、国民誰もがその意欲に応じて社会に参画できるようすること、働く意欲を持つ者が働くことができる社会としていくことが求められている。
- ・ このため、性別や年齢、障害を理由に、働くことを妨げられることのない環境整備を進める必要がある。女性の就労については、雇用機会の確保と男女の均等を徹底すると同時に、育児や介護などのために就労が阻害されることのないよう、保育、介護サービスの確保や育児休暇、介護休暇をとりやすく、職場復帰しやすい雇用環境の整備、雇用慣行の見直しなどの対策が必要である。
- ・ 21世紀初頭には我が国の総人口が減少に転じ、まさに21世紀が「人口減少の世紀」となる中で、意欲に応じ働くことができる社会としていくことは、社会保障の負担の扱い手を増やし、給付と負担のバランスをとっていくことに寄与することになる。

(個人の選択に中立的な制度の構築)

- ・ また、社会の諸制度は、就労に中立的であることが望ましく、少なくとも就労することで不利な扱いとなる制度については、その見直しが必要である。特に、社会保障制度や税制においては、この観点が重要である。
- ・ 税制や社会保険で被扶養配偶者としての扱いを受ける収入の前後で、就業を調整する実態がみられる。
- ・ さらに、パートタイマー、派遣労働者等就業形態は多様化してきているが、これらの者については、現在の社会保障制度においては、被用者保険の対象の外におかれることが多く、就業形態によって社会保障制度における取扱いに差が生じることを考えると、これら雇用形態の多様化に対応できるよう、制度を見直すべきである。

## ○社会保障改革大綱(平成13年3月 政府・与党社会保障改革協議会)

## 二 改革の理念

(五) 就労形態の多様化や女性の生活実態の変化などに対応し、個人の生き方の選択によって不合理な取扱いが生じない公正な社会保障制度を目指す。

- 2 働く女性が能力を十分に発揮できるよう、雇用差別の禁止、女性の積極的な活用など、雇用環境の整備等を推進する。
- 4 社会保障制度について、パートタイマー等雇用形態の多様化に対応した制度の見直し、女性の就労など個人の選択に中立的な制度への見直しを進める。
- 5 老後の生活については、公的年金を基本としつつ、勤労収入、私的年金、貯蓄等の自助努力を組み合わせて必要な経費を賄うこととする。この観点から、高齢者の経済状況や男女の就業実態の変化等を踏まえて、年金給付の在り方などについて検討する。また、企業年金や民間保険などの民間部門の活用策を推進する。

### III 目指すべき方向と基本的な3つの視点

#### ○今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成13年6月26日 閣議決定)

##### 第3章 社会保障制度の改革－国民の安心と生活の安定を支える

###### 1. 国民の「安心」と生活の「安定」を支える社会保障制度の確立

###### (3) 時代の要請に応える

個人のライフスタイル、就労形態、家族形態の多様化が急速に進んでいる。特に、女性が働くことが当たり前になってきている。この変化に現在の社会保障制度は十分に対応しきれておらず、働く意欲のある女性や高齢者の就業、パート労働、派遣労働などに不利な面が残されている。現行制度の持つ「非中立」的な効果を緩和し、国民にとって多様な選択を可能にする制度への転換を進め、国民の能力発揮を支えることが、男女共同参画社会、生涯現役社会への道を拓く。

###### 2. 社会保障制度全体に共通する課題

###### (3) 女性、高齢者の社会参画の拡大、就労形態の多様化への対応

働く意欲と能力のある女性や高齢者の就業を抑制しないよう、年金、医療、税制等の制度設計の見直しを進めるとともに、仕事と家庭の両立を図るため、労働法制の見直しを一層進める。特に、世帯単位が中心となっている現行制度を個人単位の制度とする方向で検討を進め、女性の就業が不利にならない制度とする。

また、労働移動の活発化、就労形態の多様化などに対応して、派遣労働に対する規制改革を推進するとともに、パート労働、派遣労働に対する社会保障制度の適用を拡大するとともに、ポータビリティーを容易にするなど中立性を高めセーフティーネットの機能を強化する。

さらに、高齢者は資産や所得等の経済状況が極めて多様であり、年齢で一律に社会的弱者とみなすのではなく、経済的な負担能力に応じた応分の負担を求めるとともに、高額の所得や資産を有するものに対する社会保障給付のあり方を見直す。